

# 文化財という言葉をめぐる史的展開に関する試論

今 泉 潔

## 第1章 はじめに

文化財という言葉の史的評価に関しては、すでにいわれているように文化財保護法の成立を一つの契機とする。文化財保護法は、戦前にあった文化財に関する國寶保存法、史蹟名勝天然紀念物保存法および重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の3本の法律を骨格にして、一本の総合立法にまとめたものである。連合軍最高司令官総司令部<sup>1)</sup> 占領統治下というなかであって、昭和25(1950)年5月30日に議員立法として公布された<sup>2)</sup>。それを踏まえてか、文化財という言葉が第二次世界大戦後の造語とする場合があった<sup>3)</sup>。坂本太郎も「戦後の新しい言葉でありまして、戦前にはまったく思いも及ばなかった」<sup>4)</sup>とし、田中琢も論文の脚注で、かつては「文化財という用語の出現を戦後の翻訳語と考えていた」<sup>5)</sup>という。

しかし文化財という言葉そのものは、すでに文化財保護法成立以前に存在していた。文化財関係者が一堂に会した座談会における、関野克の次の発言によれば<sup>6)</sup>、「昭和14、5年頃、名前は忘れましたが、その当時文部省の事務官をやっておられた方から、初めて『文化財』という言葉を知りました。ある財閥がバックアップして文化財の研究所をつくるという話があり、われわれにも打診されたことがあったのです。『文化財』という言葉は、その時はじめて知ったのですが、経済用語だと説明を受けました。要するに国家総動員令下でよく使われた『生産財』という物質的な言葉に対して、精神文化的な意味で『文化財』という言葉が生まれたのだと思います。」と回想している。それに対して坪井清足は自身の直前の発言とは異なる内容だったことから、「それは今日はじめて伺った貴重なお話です。」とかえしている。戦後の埋蔵文化財行政を牽引し、文化財保護法の成立にもことのほか関心を寄せていた坪井をして、関野の発言を貴重な話とするなら、この種の言説が広く流布していなかったことは確かであろう。一部の識者が戦後の造語と考えたのも無理もないことだった。

ここにはじめて文化財という言葉の出自と、文化財

保護法成立以前の1940年前後には存在していたという定点が示されたことになる。坪井は後にこれらを整理して、戦前からすでに文化財という言葉は存在したものの、一般に流布するほどのものではなく、限定的な使用にとどまっていたとまとめている<sup>7)</sup>。

文化財という言葉はいうまでもなく文化という言葉に端を発している。この言葉からして、後述するように複雑な内容をはらんでいる。また文化人類学をはじめとして文化政策学など、文化を冠した関連諸学が多いのもこの言葉の特徴の一つである。文化財という言葉も当然その流れの中にあるので、単に語史的な流れを追うだけでは不十分なのは言うまでもない。しかしそれらを踏まえて文化財という言葉俯瞰することは、到底筆者の手に負えることではない。そこで遺漏が多いのは承知の上で、これまでの多くの識者が取り上げてきた素材のいくつかからと新たな知見を加えて、それらを紡ぎながら文化財という言葉の位相の一端に触れてみることにした。言葉は本来、歴史的、社会的な背景があってこそ、その言葉が理解され、継承されていくものと考えている。したがってその言葉を必要とした時代相の折々に留意しながら、社会的情報伝達手段として負ってきた使命についても、今日的視点から振り返ることにしたい。

以下では当時の引用文には、時代性を反映し、できるだけ原文の味わいを残すように、極力、旧仮名遣いそのままとした。傍点など、筆者が新たに付したものについては、その都度断りを入れた。

- 1) General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, 略称はGHQ/SCAP、以下、GHQと略す。
- 2) 坪井清足はいくつかの著作の中(たとえば坪井清足 2000「歴史学と遺跡学-わが国の史跡指定を振り返って-」『東と西の考古学』草風館 p33)で文化財保護法を議員立法第1号とする。議員立法という用語は通称なので、坪井がどのように定義しているのかわからないが、少なくともそれ以前に議員立法で成立した法案には第2回国会の人身保護法や優生保護法などがあるので、本来の意味の第1号にはならないはずである。この法律の制定にあたって、和田勝彦は「議員から発議されて制定されたことは極めて画期的」

と評価している(和田勝彦 2015「文化財保護法の制定と発展」『遺跡保護の制度と行政』同成社 p20)。さらに踏み込んだ内容のものとしては、民意を汲んで草案を作成し、両院で互いに意見調整しながら法案を「作成させたことは議員立法としては画期的なことだった。」というのがある(文化財保護委員会 1960「文化財とは何か」『文化財保護の歩み』 p108)。こうした評価をもってすれば、第1号を冠するのにふさわしいであろう。

- 3) 文化財保護委員会 1960「文化財とは何か」『文化財保護の歩み』 p2
- 4) 坂本太郎 1989「文化財と史跡」『歴史教育と文化財 坂本太郎著作集』第10巻 吉川弘文館 p159
- 5) 田中琢 1982「遺跡遺物に関する保護原則の確立過程」『考古学論考-小林行雄博士古稀記念論文集』小林行雄博士古稀記念論文集刊行委員会 平凡社 p783(注)27
- 6) 児玉幸多ほか編 1979「文化財保護をめぐって(座談会)」『文化財保護の実務』上 柏書房 p12。参加者は、司会が仲野浩で、以下発言順に坪井清足、浜田隆、関野克、平野邦雄、児玉幸多となる。なおこの座談会における発言は以下でも度々引用することがあるので、引用にあたっては単に座談会と略し、発言者と引用箇所についてはその都度明記することとする。
- 7) 坪井清足 1999「開発と保存のはざまにあって」『考古ボーイの70年 研究と行政のはざまにて』対話講座なにわ塾叢書72 プレーンセンター pp85-86、坪井清足 2000「発掘された古代史と文化財保護50年」『日本考古学』第6号 日本考古学協会 pp46-47

## 第2章 文化財の原義になる文化という言葉の履歴—概要

文化財という言葉は文化と財からなる複合語で、辞典類では文化財として立項していない場合には、文化の項目の中に構成語の一つとして取り上げるのが普通である。その原義となる文化という言葉は、文化財という言葉を考える上で欠くことができないので、ここで簡単にその由来について触れておく。

『大漢和辞典』では、中国の古典に由来する「刑罰威力を用ひないで人民を教化すること。文治教化。」として、武を用いずに教導するという意味をあげる<sup>1)</sup>。次に翻訳語の語釈が続き、「獨語 kultur 英語 culture の譯語。自然を純化し、理想を實現せんとする人生の過程。即ち、人間が自然を征服支配して、本來具有する究極の理想を實現完成せんとする過程の總稱。かかる過程の産物は、學問・藝術・道德・宗教・法律・經濟などである。」とある。

文化が翻訳語としての登場するのは、柳父章によれば、新カント学派に学んだ哲学者の桑木巖翼が大正4(1915)年に既成語を援用して、ドイツ語のKultur(ク

ルトゥール<sup>2)</sup>)を翻訳したのがその嚆矢であろうとする<sup>3)</sup>。そしてドイツ留学から帰国した大山郁夫が、大正5(1916)年に「文化論」を著したことで広く知れ渡っていく。大正・昭和期にはすでに外来語を日本語に取り入れる際にはカタカナ表記が増え、漢字で新しい外来語を書くことはほとんどなかったというから<sup>4)</sup>、漢語というやや異質な姿をまとった翻訳語だったわけである。なお桑木巖翼は、大正6(1917)年の「大戦と文化」で「獨逸では從來シギリゼーションを以て主として物質的機械的産業的實際的文明の意に解し、之に對してクルツールを精神的人間の理想的文明の意に解して居た。即ち前者は正しく狹義の文明で、後者は文化に相當するのである。」<sup>5)</sup>と解説したように、漢籍に由来する文化は明治末頃までよく使われ、ほとんどは伝統的な漢語の意味か、文明と同等の意味だったのが、ドイツ語からの訳出語を獲得したことで文明という言葉との差別化が可能となった。

その後、桑木は大正11(1922)年刊行の『岩波哲學辞典』<sup>6)</sup>で文化主義の項目を執筆し、「文化といふ語は本來文明といふのと字義上異なる所はないが」という断りを入れながらも、ドイツ語のKulturと英語のCivillisationを対比して、「獨逸の學者は多くはシギリゼーションを以て外部生活の發達、即ち殖産工業其他法律制度等の進歩を指すものとし、クルツールを以て學術藝術宗教等の發達を示すものとして居るので、俗に所謂物質的文明と精神的文明との差別に相當する」とした。

これにはもう少し説明が必要になる。三木清の「科學と文化」<sup>7)</sup>によれば、日本には文化に似た概念の言葉として、まず文明という言葉があった。国が近代化を推し進めるなかで、物質的側面だけではなく、自らの固有性を意識して精神的側面の重要性が叫ばれるようになると、さすがに文明という言葉ではすぐわなくなり、ドイツ思想から移入した、教養主義に根差す文化という言葉新たにあてることになったという。それ以降、文明を物質文化、文化を人間の豊かな精神の作用によって生まれる精神文化と対比するようになっていく。

ドイツ語に由来する文化という言葉の誕生した時期に時代相を重ねてみると、ちょうど第一次世界大戦の開戦期にあたる。主にヨーロッパ言語から移入した外来語について、米川明彦は幕末から第二次世界大戦前までを4期に区分し、第一次世界大戦開戦期から関東大震災(大正12(1923)年)までを發展期とする3

期とした<sup>8)</sup>。この時期は大正デモクラシーの本格化や、国が工業立国に舵をきったことで産業が拡大し、教育面でも充実し、文化が大衆化して知識階級が拡大した時期と特徴づけられている。第一次世界大戦という画期の設定は、文化という言葉にとっては、その履歴をたどる上で非常に重要な意味をもってくる。第一次世界大戦との関係については改めて触れるが、桑木がドイツ語から文化と訳出したのが、日本がドイツに参戦した翌年（1915年）にあたる。つまり交戦中だった敵対国の旗印から訳出された言葉を、時を置かず自国の言語体系のなかに取り込むという、不思議な現象が生じていたわけである。

第1表 新聞記事にみる文化とその派生語の出現頻度（1910年～1930年）

西暦	文化	文化政策	文化主義	文化国家	文化政治	文化村	文化住宅	おもな出来事
1910年	0	0	0	0	0	0	0	
1911年	3	0	0	0	0	0	0	
1912年	46	0	0	0	0	0	0	
1913年	73	0	0	0	0	0	0	
1914年	54	2	0	0	0	0	0	日本、8月23日にドイツに宣戦布告
1915年	69	0	0	0	0	0	0	
1916年	144	1	2	2	0	0	0	
1917年	120	2	0	0	0	0	0	アメリカがドイツに宣戦布告
1918年	175	6	0	1	0	0	0	11月11日休戦条約
1919年	564	14	8	3	0	0	0	ヴェルサイユ条約
1920年	567	24	12	0	8	0	0	
1921年	611	23	7	2	6	0	0	
1922年	558	24	4	0	3	10	3	ソビエト連邦成立
1923年	438	15	1	0	3	1	3	9月1日関東大震災
1924年	366	6	3	0	2	0	4	
1925年	270	5	0	0	5	0	4	治安維持法公布
1926年	248	2	1	0	1	0	0	
1927年	258	2	0	0	0	1	0	
1928年	166	1	0	0	0	0	0	
1929年	142	0	0	0	0	1	0	
1930年	177	0	0	0	1	1	0	
合計	5,049	127	38	8	29	14	14	

第1表は、米川の発展期とその前後の時期まで含めて、新聞記事における文化という言葉の出現頻度を年ごとに集計したものである。使用したデータベースは神戸大学経済経営研究所「新聞記事文庫」で<sup>9)</sup>、1910年以降とすべての見出し語・本文という条件で文化を検索したものである。文化を造語要素とした言葉も検索対象に含めたので、文化の総数はそれらを合計したものになっている。第一次世界大戦が終結し、敵対したドイツとの関係は悪化した。いっぽうでそれまでとは全く異なった人々の生活様式、文化形態や価値観を生み出し<sup>10)</sup>、次の時代の対独関係を担うのは、国益を重視する政治外交ではなく、いわゆる文化学術の分野であった<sup>11)</sup>。文化という言葉も、世界的なデモクラシーの風潮を受けて、この段階からその新奇さに惹かれて、文化を含む造語が次々と広まっていくといわれ、表からもその傾向を看取できるので、集計はある程度の精度は達成されているものと考えている。そこでこの表をみると、その出現頻度は開戦の数年前から徐々に増え、大戦終結直後の1919年になるとそれは前年比3.2倍にまで増大する。その後、1921年のピーク時まで微増しながら、それ以降は徐々に下降線をたどる。

西川長夫は大正時代の文化という言葉の流行に3つの異なる相があるという<sup>12)</sup>。それらを中村美帆は、①民衆文化主義、②文化主義（文化哲学）、③文化生活論・運動という、3群に分類した<sup>13)</sup>。大戦中から文化政策や文化国家などの言葉が少しずつ出てくるものの、それらは対中国政策に絡む政治世界の言葉で、哲学者の思惑とは別のかたちで流布し、大戦後にひとときわそれ

が目立つようになるという。理由はいくつかあるだろうが、戦局という非常事態下にあつて、文化という言葉が世情に馴染まなかったということや、交戦中は敵対国に由来する言葉は使用が憚られたなどの理由が考えられる。したがってドイツ語に由来する文化のような言葉の場合には、米川が設定した発展期には、第一次世界大戦終結を境とするような小期を設定する必要があるのかもしれない。

- 1) この語釈は『大漢和辞典』のオリジナルではなく、昭和10（1935）年刊行の『大言海』富山房の引き写しで、それがまた、大正14（1925）年刊行の『廣辭林』三省堂の一文を引用したものであるというカラクリを今井道児が明らかにしている（今井道児 1996『「文化」の光景－概念とその思想の小史－』同人社 p15）。
- 2) このカタカナ表記については、引用でない限りクルトゥールに統一した。
- 3) 柳父章 1995「ケーベル先生の残したもの」『一語の辞典文化』三省堂 p46
- 4) 山田貞雄 2006「明治期には新しい訳語が多く作られたそうですが、現代も同じように訳語の新造をすすめていくのがいいのでしょうか。」『外来語と現代社会－新「ことば」シリーズ』19 独立行政法人国立国語研究所 pp86-87
- 5) 桑木巖翼 1917「大戦と文化」『文化主義と社会問題』至善堂書店 pp9-10
- 6) 宮本和吉ほか編 1922『岩波哲學辞典』岩波書店 pp818-819
- 7) 三木清 1968「科学と文化」『三木清全集』第17巻 岩波書店 pp589-593
- 8) 米川明彦 1996「外国文化の移入と外来語」『國文學 解釈と教材の研究』41-11 學燈社 pp89-90
- 9) 神戸大学附属図書館デジタル版新聞記事文庫は、神戸大学

附属図書館がウェブ上で提供している経済経営研究所が所蔵する明治末～戦前期の新聞切抜資料の全文をテキスト化し、画像とともに公開しているものである。研究所の性格上、収集対象が経営・経済分野を主体とするという偏りはあるが、それでも社会・政治外交・法制・教育などにいたるまで手広く収集しているのが特徴である (<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/gaiyou.html>)。

- 10) 山室信一 2021 「行き交う言葉と変転する文化」『モダン語の世界へー流行語で探る近現代』岩波新書 1875 岩波書店 p 70
- 11) 葉照子 2007「鹿子木員信における日本精神とナチズム」『近代日本とドイツー比較と関係の歴史学ー』MINERVA 人文・社会科学叢書123 ミネルヴァ書房 p 176
- 12) 西川長夫 2001「日本における文化受容のパターン」『増補 国境の越え方 国民国家論序説』平凡社ライブラリー 380 平凡社 pp265-267
- 13) 中村美帆 2021「戦前の生存権の思想史における「文化」」『文化に生きる権利ー文化政策研究からみた憲法第二十五条の可能性』春風社 pp235-239

### 第3章 翻訳から生まれた文化財という言葉

文化財という言葉は文化の翻訳からさほど遅れることなく登場する。管見に触れた範囲でもっとも早い例は、左右田喜一郎の「文化主義の論理」(『横浜貿易新報』大正8(1919)年1月24日)になる<sup>1)</sup>。左右田はドイツへの留学経験があり、リッケルトを中心とする新カント派の影響を受けて、日本の経済哲学の基礎を築いた人物である。ここでは文化遺産と訳されることも多いドイツ語のKulturgüterに( )付けて文化財と表記し、自然に対する語として、芸術・学問・宗教・道徳・技術・法律・経済の「文化生活全般の裡に於ける一方的努力の所産」と定義した。ただしこのKulturgüterは、当初は文化財産と直訳されていた。初見は明治43(1910)年の桑田芳蔵の論稿<sup>2)</sup>になるであろう。ここでは「歴史は宗教分化の減少よりも増加を示し、民族心理学は此の現象を以て、文化財産が益多様となり人格が益個性化する當然の結果として怪しまず。」(傍点筆者)とあり、文化財産にクルチールギューテルというドイツ語音節のルビをふっている。

いっぽう鈴木良は社会科学を体系づけた高田保馬の『社会学原理』(大正8(1919)年)<sup>3)</sup>という専門書のなかに文化財の言葉を見出している。ここでは自然財と区別する意味で文化財という言葉が使われ、文化の一義的な意味を重視している。また金山正好は、哲学用語を掲載した辞書で古いものは大正11(1922)年に発行された『岩波哲学辞典』とする<sup>4)</sup>。ただし「文化財(獨 Kulturgüter)」と立項しているものの「文化

の項を見よ。」とあって、宮本和吉がその派生語としての文化財を解説している。そこでは文化は自然に対する語で、文化が理想を実現する過程における成果や産物を文化財と定義する。具体的な分野には「學問、藝術、道徳、宗教、法律、經濟」をあげ、左右田の定義から技術が欠落するが、辞典の編集期間等を考慮すれば左右田の定義がさほど時を置かずに辞典に反映されたことになる。これは同じ年に訳出された、ハインリッヒ・リッケルトの『文化科學と自然科學』の「自然と文化」にみえるGüterを財と訳し、「現實在を文化財とならしめ」<sup>5)</sup>とした定義からさらに一步踏み込んだ解釈を与えたものになるであろう。

これらを改めて時系列に沿って整理すると、1910年代の中頃にドイツ哲学から文化という言葉が訳出され、1910年代末にはKulturgüterの訳語として文化財という言葉が登場し、さらに1920年代初頭にはそれが哲学辞典の項目にも取り上げられるようになった。世紀の転換期が節目となって、ドイツの文化的影響が直輸入で入ってくる事例が増え<sup>6)</sup>、金山は特に左右田の名前まではあげていないが、移入には大正末期の西南ドイツ学派のリッケルトの哲学をもてはやした知識人が関わったであろうと指摘する<sup>7)</sup>。この動向は、原義である文化という言葉とも連動するのであろうが、言葉の特殊性からいえば、やはりドイツとの交戦中はドイツ語から派生した言葉を表立って使うことが憚られ、ドイツの敗戦とともに堰を切ったように世に出てきたと捉えることも可能であろう。

その後、文化財という言葉が我が国でどのように取り上げられていったのか、逐一個々の典拠にあたる余裕はないので、かつて先行研究で取り上げられてきたものからその一端をみてみよう。塚本學は昭和11(1936)年刊行の『大辞典』<sup>8)</sup>で、文化財という言葉がドイツ哲学に基づいて、「与へられた自然の事実を真・善・美・聖等の理想に準って形成せる成果所産をいふ」と語積されていることを紹介している<sup>9)</sup>。この辞典は当時最大の辞典で収載項目数72万語といわれ、収載対象は職人言葉から方言まで広範囲にわたっている。しかし文化財という言葉に限って言えば、その語積は一般的な辞典ということもあって、『岩波哲学辞典』ほどの具体的な内容はない。いっぽう『大辞典』の1年前に刊行された、後の『広辞苑』の母体となった『辞苑』<sup>10)</sup>でも、文化の複合語として文化財を採録している。語積は「文化の所産、即ち藝術・宗教・法律・經濟等の類」とあり、ドイツ哲学に依拠した内

容である。編者の新村出自身が同書の跋で述べているように、採録に際しては「国語化せる外来語の激増亦とどまる所を知らず」という現況から、「新古の国語化したる外来語」にたいして配慮したとある。文化財という言葉もその配慮の対象だったのであろう。しかし採録項目数が『大辞典』の約2割の15,816語しかないこの辞書に、文化財という言葉が採録された事実は見過ごせない。なお同書自序では刊行目的を「普遍的にして且軽便な中型辞書を編纂したならば、一般読者の需要、殊に中程度の教育界における不備を充たすことができはしないか」と記し、そのねらいどおり発売前から注文も多く、好評を博した。ただしそのことを誇張するあまり、実態とはかけ離れた版数を重ねたといわれている<sup>11)</sup>。とはいえ文化財という言葉も、当時を代表する言葉の一つであった文化の関連項目として取り上げていたわけだから、文化という言葉に関心をもっていた知識人は、相当の頻度で文化財という言葉を目にしていた可能性がある。

- 1) 神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫・横浜貿易新報 (1919.1.24 (大正8)) -12.倫理および宗教- (02-035)
- 2) 桑田芳藏 1910「ヴントの宗教の現在及将来に關する見解」『哲學雜誌』第25巻第278号 哲學會 p 63
- 3) 鈴木良 1998「近代日本文化財問題研究の課題について」『歴史評論』第573号 歴史科学協議会 校倉書房 p 4。なお鈴木は参考文献で、高田保馬『社会学原理』の刊行年を大正7 (1918) 年とするが、正しくは大正8 (1919) 年2月5日である。些末なことだが、ここではこの1年の違いに意義を見出しているので敢えて指摘しておく。鈴木良 2002「近代日本文化財問題研究の課題」『文化財と近代日本』山川出版社でも同様である。
- 4) 金山正好 1983「文化財保護のあゆみ」『文化財の保護』第15号 東京都教育庁社会教育部文化課 p 1
- 5) ハインリッヒ・リッカート、佐竹哲雄訳 1922「自然と文化」『文化科学と自然科学』(“Kulturwissenschaft und Naturwissenschaft”第3版) 大村書店 p 100
- 6) 竹中亨 2014「『近い国ドイツ』の神話-明治期日独関係の再考に向けて-」『大阪大学大学院文学研究科紀要』54号 大阪大学大学院文学研究科 p 20
- 7) 金山正好 1983「文化財保護のあゆみ」『文化財の保護』第15号 東京都教育庁社会教育部文化課 p 1
- 8) 下中邦彦編 1974 [1936]『大辞典』下巻 覆刻版 平凡社 第1刷
- 9) 塚本學 1991「文化財概念の変遷と史料」『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集 国立歴史民俗博物館 p 275
- 10) 新村出編 1936『辞苑』110版 博文館
- 11) 新村恭 2017「『辞苑』の刊行と改訂作業」『広辞苑はなぜ生まれたか-新村出の生きた軌跡』世界思想社 p 165

#### 第4章 文化財という言葉の史的側面

現行の文化財保護法第2条の有形文化財と無形文化財の項では、その位置づけを「歴史上又は芸術上価値の高いもの」と謳っており、歴史上を芸術上と並んで重要な要件にしている。文化と対で取り上げられる文明という言葉について、西川長夫が「文明という語は一つの歴史観(進歩史観)と結びつくというよりは一つの史観の表明である。」<sup>1)</sup>といい、そこからは時間軸を備えた総合的な表徴というニュアンスが伝わってくる。竹沢尚一郎は文化という言葉も文明に対比させて概念化したときに、その筆頭に、文明の普遍的に對して個別的という評価をあげ、さらに伝統的、慣習的などの共時的な評価に連結する概念を列挙する<sup>2)</sup>。通時的な概念は希薄なのであろう。レイモンド・ウィリアムズも現在流布している文化の用法について「cultureといえば『音楽・文学・絵画と彫刻・演劇と映画』のことである。Ministry of Culture (文化省)の管轄はこれらの特定の活動であり、これに哲学・学問・歴史が加わることもある。」<sup>3)</sup>と述べ、歴史という属性を二義的に付け加えている。文化財という言葉も、その属性を引き継いだのであれば、歴史上を表徴する語を補う必要があった。以下、史的という修飾語でそれに応えた事例の一つを取り上げておく。

小池新二が中心となって昭和11 (1936) 年12月9日に発会式を迎えた日本工作文化聯盟<sup>4)</sup>という団体があった。西欧の近代造形運動の活動実態とその成果に刺激を受け、ドイツ工作連盟(Deutscher Werkbund)<sup>5)</sup>にならって設立されたものである。その綱領に研究課題の一つとして「史的生活文化財ノ研究」(傍点筆者)というのがある<sup>6)</sup>。この研究課題には史的文化財研究委員があたった。関野克所蔵ノートの「日本工作文化聯盟日記」によれば、同委員には堀口(捨巳)、岸田(日出刀)、服部(勝吉)、澤島(英太郎)、關野(克)、藤島(亥次郎)、中村(彌三次)、吉田(鐵郎)、奥本(新太郎)らの名前がみえる(( )内は筆者追記)<sup>7)</sup>。堀口は聯盟理事長で、岸田が筆頭理事、それ以外は幹事だが、面々の少なくとも半数は建築史を専門とする。聯盟趣意書には「生活文化の中で生活の容器たる建築を始め、それに関する造形文化を総括して此処に吾々は工作文化と呼ぶ。」とあり、機関誌名も『現代建築』だったことから、史的文化財の対象が建築だったことは明白である<sup>8)</sup>。関野克による登呂遺跡の復元住居は、「モダンで整った表情は、

先生の日本工作文化聯盟流モダニズム美学によっている」<sup>9)</sup>と評価されており、日本工作文化聯盟の造形感覚の一端を知ることができる。

この時点で聯盟の研究成果を文化財という言葉に託していたことになる。建築は左右田の定義にはないが、強いて当てはめるなら芸術や技術に相当するであろう。そして現行の文化財保護法では、有形文化財の建造物にあたるのは言うまでもない。なお小池新二にはドイツ語の訳書やドイツをテーマとした論考もあるので<sup>10)</sup>、Kulturgüterというドイツ語も身近なところにあったはずである。

ところでこの文化財という言葉の誕生について、鈴木木は自身の先行研究<sup>11)</sup>を踏まえて、1930年代の日本の図書館改革運動のなかで文化財という言葉の萌芽を確認でき、文化遺産の意味で使われるようになるという<sup>12)</sup>。高木博志は著作の注で、文化財という言葉が使用される起源という観点から、鈴木木論考については「中国の『文物』に対抗して日本で創出した語が『文化財』ではないかと推論している」とする<sup>13)</sup>。もう一つのドイツ語からの訳語とする学説については、実際には金山正好の論考<sup>14)</sup>が先行するが、塚本學の見解<sup>15)</sup>に代表させて「戦前日本の知識人にある程度普及していた」とし、2説を代表的な論説として取り上げる<sup>16)</sup>。塚本説はこれまで述べてきたことに重なるので、鈴木木説を以下で検討してみよう。

鈴木木が論証に使用した論考でもっとも遡るのが、小野則秋の「圖本質論—圖ノ人間學 (Anthropolgy) 的考察—」<sup>17)</sup>である。昭和8(1933)年に図書館令が全面改正され、関係者に大きな議論が沸き起こり、そうした機運を引き継いで図書館の社会教育施設としての位置づけを改めて問いかけている。文化財という言葉は、自然の生活に対して文化の生活を説明する箇所に登場する。鈴木木はそれを要約して取り上げているので、その前段も含めて関連箇所を以下に原文のまま再録する。

「文化ノ生活ハ、自然的存在ヲソノマ、ニ肯定シ、コレニ順應スルノデナクシテ、自然的存在ヲ一度自己ノ理性ノ垣塙ニ入レ、コレヲ理想化、社會化シテ行ク生活、換言スレバ自然物ヲ人間化、合理化スルトコロノ生活デアル、コノ理想化ノ過程即チソノ状態ヲ稱シテ文化 (Culture) トイヒ、カヽル過程ノ背後ニ殘サレタ成果ヲ文化財 (Culturegüter) トイフ。文化財ハソレヲ生ミ出シタル人類ノ精神的能力ナリ」(傍点筆者)とある。さらに次章では文化の生活の営みは言語

によって実現するとして、「文化財ハ理想ガ自然的存在ノ素材ヲ以テ、言語ノ形式ニ表現サレタモノデアツテ、理想ハ言語ノ形式ヲ通シテ始メテ時間的、空間的ニ永久ノ生命ヲ附與サレルモノデアル。然シテ理想ガ文字トイフ言語ノ一形式ニ表現サレタル文化財ヲ圖書 (Book) ト言フノデアル。」とし、言語に表現された文化財が図書であるという。なおこの趣旨は、第二次世界大戦後の占領下でも引き継がれた形跡がある<sup>18)</sup>。

内容はやや難解だが、前半部分で目を引くのは、文化財の訳語に英語とドイツ語の混種語をあてていることである。これはおそらく小野の造語で、後に論文集に再録する際にはcultural propertiesに改められている<sup>19)</sup>。おそらくKulturgüterが念頭にあって、小野なりに文化の意味にこだわった結果なのであろう。

消費経済学者で文化生活研究会の中心にあった森本厚吉は、かつて文化生活という言葉英訳するにあたって、直訳のCultured Lifeを一つの候補としたが、「英語のカルチュアは必ずしも独逸語のクルツール又は、その流れを汲んでいる日本語の文化と同一義でない。」という理由から採用しなかった<sup>20)</sup>。森本にとって文化の概念は、自身が携わった社会公益事業の根幹を貫くもので、そこには森本独自の意味が込められ<sup>21)</sup>、ドイツの観念論的文化とは異なる文脈で文化という言葉を使っていた<sup>22)</sup>。小野もそうした何らかの違いを認め、自身の文化観に手繰り寄せて、KulturではなくCultureを採用したのではないだろうか。なお森本は文化生活を最終的にモダアン・ライフ(現代生活)と意識して英訳を完成させた。その過程でクルツァ・ライフ“Kultur”Life”という訳も候補としたが、ドイツ語と英語という混種語を避けて採用しなかった。このあたりに語学素養の違いが表れているように思うが、いかがであろうか。いずれにしても本来の文化財という言葉は多重解釈が可能だから、図書至上主義のような視点から文化財を規定する必要はない。これはすでに定義されていたドイツ哲学による語積の具体的事例の一つを図書に求めたに過ぎないと考える。

なお先にみた日本工作文化聯盟の綱領の発効日は、単なる日付という意味では小野の論考より約1箇月先行する。しかしここで誰がはじめに対象を明確にして文化財という言葉を使ったのかという、厳密な意味での先後関係を問うような不毛な議論をするつもりはない。現行の文化財保護法にも通じる文化財という言葉が、ほぼ同時期にまったく異なる分野で使用されている事実だけを確認しておけば十分であろう。

小野の論考を掲載した『園研究』<sup>23)</sup>を機関誌とする青年図書館員聯盟は、日本十進分類法(NDC)を発案するなど、当時の図書館運営に新機軸を打ち出す斬新な活動を展開していた団体である。そうした進取精神に満ち溢れた雰囲気の中で、文化財という言葉が図書館のネットワークをとおして広まっていったことは十分に考えられる。それを鈴木は時代背景も織り込みながら、日本軍の南京占領に際して日本側図書館員や軍関係者らが文化財という言葉を使い始め、それがメディアにまで拡散する過程を詳細にたどっている。一つの新たな言葉が波及していく様相を明らかにした手法は参考になるであろう。なお第二次世界大戦後の帝国議会では、出版関連や図書館に関する審議で、しばしば文化財という言葉が散見するのもこの名残かもしれない。

これよりやや降った昭和14(1939)年10月に制定された映画法の関連書籍にも、文化財という言葉の使用例を確認できる。映画法はナチス政権下で制定されたものを参考にしたといわれ、制定時には「わが国最初の文化立法」と宣伝されたものである<sup>24)</sup>。施行の翌年にはほぼ成稿していた法の条文解説書が、文部省社会教育局社会教育官の不破祐後によって『映畫法解説』として刊行され、そこに「眞の国民文化財として」(傍点筆者)という文言がある<sup>25)</sup>。文化財の対象を限定しているわけではないが、法施行後の措置に国の文化政策を実現するための文化機構の整備を急務とする説明で使われている。文化映画について、当局は「文化映畫認定ノ範圍及標準」第2項で「政治、國防、教育、學藝、産業、保健等」という認定基準を示している。当時の映画には時事映画などとともに、ドイツ語の文化記録映画を意味するKulturfilm: クルトゥールフィルムから直訳した文化映画という法令用語のジャンルがあり、もともとドイツ語と親和性が高い。このようにドイツ語と近い環境下にある分野において、文化財という言葉も浸透していくのであろう。

- 1) 西川長夫 1993「国家イデオロギーとしての文明と国家」『思想』No.827 岩波書店 p.8
- 2) 竹沢尚一郎 2008「『文化』にどう向きあうか—文化人類学の立場から—」『文化人類学研究』第9巻 早稲田大学人類学会 p.17
- 3) レイモンド・ウィリアムズ、椎名美智ほか訳 2011「culture 文化・カルチャー」『完訳 キーワード辞典』平凡社ライブラリー738 平凡社 pp.144-145
- 4) 加茂正一は新語を10種類に分類し、文化工作という言葉については、(第一類)時局型(又は、国策型)の一つに分

類している(加茂正一 1944「序編 新語鳥瞰図」『新語の考察』三省堂、後に南博ほか編 1985『近代庶民生活誌』第3巻 世相語・風俗語 三一書房 p.474に所収)。ここでは「『何々工作』といふのが、一時非常に広く用ひられた。」とし、ドイツの連盟名にはなかった文化もそうした時流にのって付け加えられたのであろうか。

- 5) 孫大雄ほか 2008「1920-1930年代における小池新二の活動—昭和前期のデザイン啓蒙活動をめぐって」『デザイン学研究』54巻6号 日本デザイン学会 p.5
- 6) 日本科学史学会編 1970「日本工作文化聯盟」『日本科学技術大系』第17巻 建築技術 第一法規出版 pp.516-517
- 7) 日本科学史学会編 1970「日本工作文化聯盟日記」『日本科学技術大系』第17巻 建築技術 第一法規出版 p.517
- 8) 第二次世界大戦後の国会審議では、同様の発想から史的な文化財にかえて古文化財とする用例も散見する。
- 9) 藤森照信 2001「関野克先生を偲ぶ」『建築史学』第37号 建築史学会 p.126
- 10) 訳出書には、フリッツ・ベヒトールト 1937『ヒマラヤに挑戦して ナンガ・バルバット 1934登攀』河出書房、エルナ・マイヤア 1937『新興家事学』佐藤新興生活館、パウル・パウエル 1938『ヒマラヤ探査行: シニオルチューとナンガ・バルバット・ドイツ登山家の業績と運命』河出書房などがあり、論考としても「独逸の工芸政策」『民藝』vol.3 1941 日本民藝協会などがある。
- 11) 鈴木良 1996「文化財の誕生」『歴史評論』第555号 歴史科学協議会 校倉書房 pp.83-91
- 12) 鈴木良 1998「近代日本文化財問題研究の課題について」『歴史評論』第573号 歴史科学協議会 校倉書房 p.2、鈴木良 2002「近代日本文化財問題研究の課題」『文化財と近代日本』山川出版社 pp.4-5
- 13) 高木博志 1997「1880年代、大和における文化財保護」『歴代天皇制の文化史的研究—天皇就任儀礼・年中行事・文化財』歴史科学叢書 校倉書房 p.280(注)2
- 14) 金山正好 1983「文化財保護のあゆみ」『文化財の保護』第15号 東京都教育庁社会教育部文化課 p.14
- 15) 塚本學 1991「文化財概念の変遷と史料」『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集 国立歴史民俗博物館 pp.273-295
- 16) その後高木は2説を時系列に置き換え、もっぱら鈴木説をもって文化財という言葉が今日の意味で使われるようになるとする(高木博志 2020「文化財と政治の近現代」『博物館と文化財の危機』人文書院 P.180)。
- 17) 小野則秋 1937「園本質論—園ノ人間學(Anthropolgy)的考察—」『園研究』第10巻1号 青年図書館員聯盟 pp.31-43
- 18) GHQが検閲した活字類のコレクションであるブランゲ文庫を調べた金井健によれば、文化財という言葉は、主に著作物を一般的に文化財と称していたという(金井健 2008「日本の文化財保護とアメリカの歴史保存の相似と相違」『奈良文化財研究所紀要』2008) 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 p.48)。
- 19) 小野則秋 1978「図書館本質論—図書館の人間学的考案—」『古稀記念 小野則秋図書館学論文集』古稀記念 小野則

秋図書館学論文集刊行会 p19

- 20) 森本厚吉 1956「文化生活の意義」『森本厚吉』森本厚吉伝刊行会 河出書房 p342
- 21) 寺田浩司 1987「森本厚吉と文化普及会」『日本の企業家と社会文化事業』東洋経済新報社 p110
- 22) 中村美帆 2021「戦前の生存権の思想史における『文化』『文化に生きる権利－文化政策研究からみた憲法第二十五条の可能性』春風社 pp237-239
- 23) なおここでは原典に忠実に圍の文字を用いるが、書誌情報では図書館と書き換えている。ちなみにこの用字は、中国語の音節表現から逸脱することから記号という見解もあるが、中国から通訳として来日していた杜定友が図書館を一字で表すために、大正末年に間宮不二雄の家で考案したことを間宮が紹介している（間宮不二雄 1934『「圍」ト云ウ文字ノ生立記』『圍研究』vol.7 No.4 青年図書館員聯盟）。そしてこの間宮不二雄こそ昭和2（1927）年に『圍研究』機関誌とする青年図書館員聯盟を発足させ、「日本十進分類法：NDC」の策定にも関わった人物になる。
- 24) 加藤厚子 2009「映画法案作成過程における統制構想の明文化－『初の文化立法』の条文作成過程－」『文化政策研究』第2号 日本文化政策学会 pp29-48
- 25) 不破裕俊 1941『映畫法解説』財團法人大日本映畫協會 p123（牧野守監修 2003『日本映画論言説大系 第I期戦時下の映画統制期8』ゆまに書房 p543に所収）

## 第5章 第二次世界大戦後の文化財という言葉に対する評価

文化財保護法が制定された翌年、文化財保護委員会は都道府県教育委員会に文化財保護条例の制定を促し、地方の関係部署に周知徹底を図っていった。戦後の混乱期を経て文化財という言葉が一般的に広まってくると、識者のなかには文化財という言葉にたいして、改めて違和感を抱くものも少なくなかった。

新法施行当初、美術史界から唯一の文化財保護委員会の委員となり、発足から4選5期にわたり委員を務め、それ以前、CIE美術・記念物（史跡）課に渉外係として勤務していた矢代幸雄<sup>1)</sup>は、文化財という言葉を文化的財産という意味のCultural Properties<sup>2)</sup>からの訳語であることを聞いているといい、文字面として落ち着いたなかつたという印象を語っている<sup>3)</sup>。また坪井清足も「文化財保護法という法律ができ上がったとき、国宝とかそういう言葉にはなじんでいたのですが、文化財という言葉にはなかなかなじみませんでした。」<sup>4)</sup>とし、その訳語であるカルチュラル・プロパティについても、耳障りな言葉だったと振り返っている<sup>5)</sup>。同様に田中琢も「文化財という言葉は、それに最も近い位置で仕事をしていながら、私には日本語としていまだに違和感があってなじめないし、語感としても好

きになれない」という感想を述べる<sup>6)</sup>。違和感がささやかな抵抗を引き起こすこともあった。坂本太郎によれば、昭和28（1953）年に刊行された黒板勝美の業績を回顧する論文集『古文化の保存と研究』では、書名、序文において、文化財とするところをすべて古文化とし、また各掲載論稿でも文化財という言葉を使わないという徹底ぶりだった<sup>7)</sup>。

実は法案準備中にもその兆候はあった。昭和24（1949）年4月22日に参議院文部委員会で紹介された「参議院案③：文化財保存法（仮称）第二次試案」<sup>8)</sup>の段階では、新法は国宝保存法と重要美術品ノ保存ニ関スル法律を統合し、史蹟名勝天然紀念物保存法を現行のまま存続させるとしていた。その理由を「当時まだ未成熟な用語であった『文化財』の概念に遺跡や景勝地、動植物などはなじまない」として、未成熟な言葉と形容していた<sup>9)</sup>。

この問題は多分に感覚的で、個人の価値観にも大きく左右されることなので個々の詮索は難しいが、文化財という言葉の素性を考えるうえで避けては通れない問題をはらむと思うので、簡単に触れておきたい。感覚的ということでは、三文字構成の漢語は日本語の文字構造の中では不安定なので<sup>10)</sup>、その感触が呼び起された可能性がある。しかしかつて古器旧物保存方を受けて行われた、壬申検査の「社寺宝物図集」と対をなす整理目録には「古器物取調帳」などと、古器物という三文字構成の言葉を採用している。明治10年代以降には博物館に関わる事務分掌規程などにも古器物という言葉を見るので<sup>11)</sup>、この分野では三文字構成にことさらこだわる必要はないかもしれない。

また経済的価値を意味する財が、文化活動の所産に結びついたからという指摘は示唆的である<sup>12)</sup>。坂本太郎に至っては「いかに戦後経済窮迫の時代で、財が尊く思われたにしても、文化に財までつけるとはあさましい」と品性を疑い<sup>13)</sup>、さらにその真意を「そもそも文化財という言葉がまずかつた。保護すべきものは『財』であり、『心』ではないという観念を暗黙の間に人々の心に植え付けた。」と指摘する<sup>14)</sup>。また財という一文字に即物的な表象を読み取る向きもある。椎名慎太郎は、いわゆる文化財を対象としながらも、文化財という言葉がもつそうした意味合いから距離をおいたり、地誌的な空間を対象としたりする場合に、文化財という言葉では限界があるとする<sup>15)</sup>。その場合には、Historic Preservationの訳語となる歴史保存という言葉を使用するという。



坂本の主張に対しては、「文化財の観念としては、自然物と区別されるばかりでなく、人工的な物件の中でも、経済的な財産とは価値観を異にする立場から、解釈されるものでなければならない。」<sup>16)</sup> という大局的な見地からの反論が可能ないように、世俗的な意味を離れて、財に崇高な意義を見出さなければならない。内田新も「現代を生きるわれわれ及び後世の人々にとって、芸術上、歴史上、学術上等の観点からみて『価値あるもの』と考えるべき」<sup>17)</sup> と指摘する。それを差し引けば、人文科学と社会科学という異分野に根を張る語が一つの言葉となって誕生したことが、違和感の元凶になった可能性もある。しかしそれ以上に注目しておきたいのが、座談会での平野邦雄の発言の前半で『文化財』という言葉は非常にバタクさく日本語としてちょっと慣れない言葉<sup>18)</sup> という印象を漏らしたことである。大正末年あたりから国語辞書の文化の語彙に、「西洋にかぶれること」という俗な意味用法が新たに加わる<sup>19)</sup>。前代の硬骨に満ちた眼差しから、当世の一種軽薄で柔弱な姿を揶揄したわけである。その蔑みを共有した感情だけがエリート層に向かい、その構図を第二次世界大戦後まで引きずった結果、矢代らの違和感に結び付いた可能性がある<sup>20)</sup>。

文化財保護法施行後に目立つこの種の違和感を指摘する声は、文化財という言葉に馴染んでしまった世代からみると、やや意外な感がある。そしてこれまでみてきたように第二次世界大戦前の状況に照らすと、まったく対照的なことにも気づく。昭和10年代に辞書・事(辞)典類で文化財という言葉を取り上げ、文化財という言葉へ思想・信条的に急接近していった。そして日本工作文化聯盟のように、ドイツ語をまとった環境のなかでは、自らの専門分野の成果を文化財という言葉に託す段階になっていた。図書館の例も同様であろう。しかし戦後、それが違和感に取って代わってしまった。その背景にはドイツとともに敗戦を迎えたことで、文化財という言葉を取り巻く環境が一変したことが大きく影響していると考えられる。次章以降で、その問題を考えたい。

1) 文化財保護委員会発足当初の委員5名の内定を受けて、毎日新聞は「文化財の保護」と題した社説で、委員の中で最も期待したい人物として矢代幸雄の名をあげる(毎日新聞1950年7月29日)。また矢代はいっぽうで、ウォーナー伝説という相手への配慮を欠いた善意の押し付けを仮構した人物でもあった(稲賀繁美 2022「戦中から戦後へ」『矢代幸雄-美術家は時空を超えて-』ミネルヴァ日本評伝選

ミネルヴァ書房 pp212-213)。

- 2) Cultural Propertiesには、書き出しの大・小文字、単・複数形など様々な表記があるが、ここでは引用ではない限り、煩雑を避けてCultural Propertiesに統一した。
- 3) 矢代幸雄 1967「『文化財』の由来」『月刊文化財』43号 第一法規出版 p6
- 4) 坪井清足 1996「古代都城の再現-平城宮跡の発掘と整備-」『市民の考古学 発見と考古学』名著出版 p143
- 5) 坪井清足 2000「発掘された古代史と文化財保護50年」『日本考古学』第6号 日本考古学協会 pp46-47
- 6) 田中琢 1986「文化遺産を考える」『土木学会誌』1986年1月号 土木学会 p22(後に改題して2015「生きている文化遺産」『考古学で現代を見る』岩波現代文庫 岩波書店 pp67-68に再録)。また田中は埋蔵文化財・埋蔵文化財包蔵地という言葉についても、遺物中心的な考古学の思想が反映しているという理由から嫌っている(田中琢 1973「遺跡の保護(1)」『考古学研究』第19巻4号 考古学研究会 p111)。
- 7) 坂本太郎 1989「文化財と史跡」『歴史教育と文化財 坂本太郎著作集』第10巻 吉川弘文館 p159。ただし藤懸静也「史蹟・寶物の保護」『古文化の保存と研究』には「先生は史蹟遺物といはれるが、それは史蹟寶物類で、今いふ文化財である。」p97とあり、そのような言い回しでは文化財という言葉を使用している(傍点筆者)。
- 8) 境野飛鳥 2009「GHQ/SCAP文書にみる文化財保護法の成立過程」『日本歴史』第736号 吉川弘文館 p72
- 9) 文化庁 2001「文化財保護法制定までの国会における審議・検討経緯」『文化財保護法五十年史』ぎょうせい p22
- 10) 柳文章 1995「翻訳語の欠点」『一語の辞典 文化』三省堂 p32
- 11) 三輪紫都香 2016「臨時全国宝物取調局の活動とその影響-博物館とその周辺の動向から-」『お茶の水史学』60号 お茶の水女子大学文教育学部人文科学科比較歴史学コース 内説史会 p133
- 12) 内田新 1982「文化財保護法概説(1)」『自治研究』第58巻第4号 良書普及会 p45
- 13) 坂本太郎 1989「日本人と文化財」『歴史教育と文化財 坂本太郎著作集』第10巻 吉川弘文館 p173
- 14) 坂本太郎 1989「伝統は尊重されているか」『歴史教育と文化財 坂本太郎著作集』第10巻 吉川弘文館 p192
- 15) 椎名慎太郎 1983「はじめに-歴史の喪失」『歴史を保存する』講談社 p7
- 16) 文化財保護委員会 1960「文化財とは何か」『文化財保護の歩み』p4
- 17) 内田新 1982「文化財保護法概説(1)」『自治研究』第58巻第4号 良書普及会 p46
- 18) 児玉幸多ほか編 1979「文化財保護をめぐって(座談会)」『文化財保護の実務』上 柏書房 p15
- 19) 柴田雅生 2016.3「『文化』という語の意味をめぐって-語義の変化を捉えるということ」(ことばと文化のミニ講座【Vol.98】: <https://www.jc.meisei-u.ac.jp/action/course/098.html>)
- 20) 欧米ではcultureを土台に「お文化」と訳されるculchahと

いう、文化を茶化した造語が生まれた経緯と一脈通じるところがあるのかもしれない（レイモンド・ウィリアムズ、椎名美智ほか訳 2011「culture 文化・カルチャー」『完訳 キーワード辞典』平凡社ライブラリー738 平凡社 p 147）。

## 第6章 第二次世界大戦後の中央議会の審議にみる文化財という言葉

第二次世界大戦後、帝国議会、国会審議の議事録中に文化財という言葉が散見するが、国宝、出版物、美術品、児童福祉関連など、多様な内容を対象としている<sup>1)</sup>。帝国議会の段階では広汎な意味で用いた例が多いが、昭和21年12月に皇室関連の審議に入ると、正倉院御物などを例にあげて、皇室が保存・伝承してきた資料を指して文化財とする例が数例あることに注目しておきたい。当然、用例は動産だが、対象は明白である。なお博物館の所管が文部省に移った初期の『国立博物館ニュース』<sup>2)</sup>にも文化財という言葉がみえる。所管が変わってもこの言葉を引き継いでいることから、発言議員は文化財という言葉、宮内省ではなく、皇室博物館の関係者から聞き知ったのではないだろうか。

そして文化財という言葉が文部省のなかで検討しつつあったことをうかがわせるのが、昭和22（1947）年3月の第92回帝国議会における旧教育基本法案の集中審議に際して、同月12日に作成された、『予想質問答弁書』の文化財という言葉が解説した部分になる<sup>3)</sup>。第2条の『『文化の創造と発展に貢献する -』の文化とは』という問いにたいして、「答（文化）、自然に対する語で、与えられた（内外の）自然の事実を一定の標準に照らして支配し形成しその窮極においてその理想を実現せんとする過程の総称で、かゝる過程の成果、産物を文化財という。学問、芸術、道徳、宗教、法律、経済、即ち是である。」（傍点筆者）とある。ただしここでいう成果物は『岩波哲学辞典』で宮本和吉が「文化財（獨 Kulturgüter）」を定義したカテゴリーと並び順もまったく同じで、その焼き直しであることは明らかである。前半の説明もクルトゥールに基づくと考えられ、この時点でも戦前の解釈をそのまま援用していたわけである。

かつて鈴木良は文化財という言葉がドイツ語に由来することについて、「今日の意味での文化財とはかわりがない。」と切り捨てた<sup>4)</sup>。これは西川長夫が指摘した<sup>5)</sup>、戦前の文化という言葉はドイツ語の訳語で、戦後は英語の訳語となって変質したということと同調する。しかし西川は続けて、後でも少し触れるが、

戦後政治が掲げた文化国家という言葉を取り上げて、それは大正時代に文化哲学や文化科学と結びついた用語であったという、文化という言葉の別の側面を指摘することも忘れていない。それからすればたとえば戦前、建築に関する成果物をドイツ語の原義に基づく文化財という言葉に結びつけ、戦後直後でもそれを起点として理解していた事実こそ、西川のいうもう一つの側面と呼応するものであろう。したがってここでは鈴木が切り捨てた変質部分だけを取り上げるような立場はとらない。

帝国議会解散後、昭和22（1947）年8月26日の第1回国会衆議院文化委員会<sup>6)</sup>で、ときの文部大臣森戸辰男が著作権に関連して答弁した際に、文化財という言葉を使用した例が国会での初出になるであろう。その約1箇月後の参議院文化委員会小委員会<sup>7)</sup>でも、兵藤清（文部省社会教育局文化課）の答弁中にも文化財という言葉がみえる。和田勝彦によれば、文化財保護法の立案・審議過程の昭和24（1949）年4月12日の第5回国会の衆議院文部委員会における松本七郎の発言以降、文化財という言葉が確定した用法として使われるようになり、関係者の間で急速に一般化していくという<sup>8)</sup>。

帝国議会や国会審議の場では、文化財という言葉はかなり広汎な意味で使われる中で、一部で後に通用するような概念化を志向していた。博物館行政が文部省の所管になってからそれが本格化し、文化財を冠した法律が国会で審議されていくなかで、内容を伴って日の目を見るようになってきたのであろう。法案名が当初の国宝から文化財へ変更したことについては、法の対象が国宝以外に重要文化財・史跡名勝天然記念物・無形文化財等にまで拡大したためと説明されることがある<sup>9)</sup>。しかしいっぽうで、国会ではその後も「参議院の方の考えは大部分が文化という言葉を人の手の加わった文化、クルツールという意味に解している、これが大体今の社会通念ではないかと思われるのであります。」<sup>10)</sup>という際どい発言もあり、一部には顕著な温度差があったのは事実であろう。

文化財保護法は、法案審議過程の終盤にあたる昭和24年5月22日に第5回国会の参議院本会議で第7次法案が可決され、直ちに衆議院に送付された。しかし翌23日の衆議院文部委員会で、突然、GHQという直接的な表現を避けて「関係筋よりの申出により保留」<sup>11)</sup>となり、審議未了で廃案になってしまった。この関係筋というのは「GHQの関係方面」を関係方面とだけ

略したのと同じ用法である。その2日後、5月25日の参議院議院運営委員会で、常任委員会専門員の岩村忍から辞職願が出ている旨の発言<sup>12)</sup>があるので、この一件に岩村が何らかのかたちで関与していたことがわかる。この約4箇月後に山本勇造文部委員長からの要請によって、岩村は専門員に復職するが、その際の意見<sup>13)</sup>から、罷免の理由が少し見えてくる。小林次郎事務総長は「文化財法案の取扱いについて、少し間違いがあつたというのでお罷め願つた」といい、藤井丙午委員は遠回しに「岩村専門員の問題は特殊な事情があるように伺つて」いるとする。GHQの民生局からは、「GHQの規則に反している点がある」という、やや具体的に指摘した記録があり<sup>14)</sup>、これを翌年4月25日に鈴木憲一が文化財保護法の提案理由を述べる中で「手続上の問題のため」と説明している<sup>15)</sup>。

なお審議未了となつて岩村が短時日のうちに罷免となつたのは、審議未了の理由をGHQの関係とは異なる文脈で解説した、和田勝彦の指摘が参考になる<sup>16)</sup>。それは「衆議院側としては会期末になつてこのような重要な法案を短時間で審議することへの危惧、制度改正については衆議院側でも検討を行つていたのに参議院側が衆議院との調整なく法案を提出してきたことへの不満など」があつたという裏事情をあかしたもので、もしそうだとすれば衆議院側に配慮して、早い幕引きを画策した結果といえるかもしれない<sup>17)</sup>。公の間では色々としらばりがあるという理由から、ことの真相は伏せられてしまつたが、専門員の罷免を伴う事案なので、相応の規則違反だったのであろう。占領期における岩村の経歴に不明な部分が多いと言われるのも<sup>18)</sup>、この一件が影を落としている可能性がある。岩村はその後、京都大学人文科学研究所教授に招聘されて、昭和25年5月1日に専門員の辞職願を提出し、承認されている<sup>19)</sup>。

法案が廃案となつたこの一件が新聞等で報道されたことで国内議論が沸き起こり、それが法案の成立に向けてさらに内容を充実させることになつたことはせめてもの救いであつた<sup>20)</sup>。それはあたかも大規模な公聴会の機会を得たとも形容されるほどの活況を呈したものであつたといわれている。京都府や奈良県の各教育委員会からの意見書や新聞各紙の論説・社説などに混じつて、日本学術会議からも第3回総会の議決に基づいて、衆参両議長あてに書面で8項目にわたる申し入れを提出している<sup>21)</sup>。この時の申し入れが法の主旨に沿つたものであつたと、24年後に勸告を發出した際に

も高く評価している<sup>22)</sup>。こうした外的要請を盛り込みながら法規概念が検討されさらに深化し、衆議院の重要文化財保護法案を経て、当初75条だつた条文数が附則を含めて131条にまで増え、新法として結実していくことになる。

これらの国内議論を踏まえ、基本的には我が国の主体性が尊重されて成案化されたが、そこにたどりつくまでには、占領統治下という特殊事情が常につきまとつていた。文化財保護法の審議中にも、田中耕太郎参議院文部委員会委員長の次の発言がある。「関係筋とのいろいろな関係がございますから、更に委員長が適当な時期において関係筋を訪問いたしまして、そして具体的の方針を決め、改めて御相談するというようなことになつたのです。」<sup>23)</sup> や、「文化財保護法をどういうふうにして将来立案して行くかという問題でございますが、その根本的の方針につきまして、GHQの方との或る程度了解も必要である」<sup>24)</sup> というように、GHQとの下交渉の進め方を語っている。法案作成にあたってはGHQの承認が必要で、草案等は翻訳文を介して逐次GHQと関係部局との間で調整されていった<sup>25)</sup>。

もっともわかりやすい例が旧教育基本法<sup>26)</sup>の審議経過であろう。この旧教育基本法は、教育を受ける権利を保障し、義務教育の無償化を定めた日本国憲法第26条の内容を具現化する法律で、約1箇月後に施行される日本国憲法を意識して、通常の法律にはない前文を設けているのが特徴である。その前文に戦後民主主義教育の基本理念と目的を掲げ、そこで使われている文化的な国家という表現について、当時、文部省調査局審議課長だつた西村巖の証言がある。「原案で『文化国家』としたら、それはドイツ流の国家観念だと指摘された。向こうは、この表現にナチズムを見るほど神経質になつていたのであつた<sup>27)</sup>。戦前の教育勅語の影響力を削ぐために必要だつた法の制定でも消極的だつたといわれるCIEが<sup>28)</sup>、異を唱えた。もともと文化国家を意味するドイツ語のKulturstaatに由来はするものの、国民が主体となつて文化を尊重し、その振興を図る点で大きく異なつていたにもかかわらず<sup>29)</sup>、文化国家という字面だけにこだわつて、文化的な国家への書き直しを強要したわけである。また旧法の立案段階でも、第10条第2項は同条第1項の内容を受けて教育行政の目標を掲げたものだが、素案にあつた教育の自主性という文言がやはりCIEからの指

摘で削除されるという経緯もあった<sup>30)</sup>。

このようにCIEは日本の様々な文化全般に関する政策を一手に取り仕切る巨大な権力を握り、それを行使してきた。第二次世界大戦でドイツとともに敗戦を迎えた我が国に対して、価値観の転換を迫り、民主化と自由化の実現を急務とする占領政策を推し進め、一部にはドイツを強く意識した、連合国としての主張があったわけである。

- 1) 検索にあたっては、帝国議会に関しては帝国議会会議録検索システム：<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/>、それ以降については国会会議録検索システム：<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>を使用した。
- 2) 昭和22(1947)年12月発行の『国立博物館ニュース』第4号(東京国立博物館広報室編)には藤田経世による「國宝に免税の道」という記事に文化財という言葉が使用されている。同年10月発行の第2号にも筆者不明で同内容の記事があり、そこにも文化財という言葉が使用されている。ここでは美術品の意義を文化財という観点から見出したものになっている。
- 3) 鈴木英一 1979『第九十二回帝国議会に於ける予想質問答弁書「教育基本法案」関係の部』名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室研究資料第3号 p20
- 4) 鈴木良 1998「近代日本文化財問題研究の課題について」『歴史評論』第573号 歴史科学協議会 校倉書房 p2
- 5) 西川長夫 2001「日本における文化受容のパターン」『増補 国境の越え方 国民国家論序説』平凡社ライブラリー380 平凡社 p144
- 6) 第1回国会衆議院文化委員会 第6号 昭和22年8月26日
- 7) 第1回国会参議院文化委員会観光事業に関する小委員会 第2号 昭和22年9月22日
- 8) 和田勝彦 2015「文化財保護の制度・行政の概要【コラム1『文化財』】」『遺跡保護の制度と行政』同成社 pp4-5
- 9) 竹内敏夫 1950「文化財の保護－文化財保護法について－」『文部時報』第874号 文部省調査普及局 p9
- 10) 第5回国会参議院文部委員会閉会後 第6号 昭和24年9月12日(三島通陽)
- 11) 第5回国会衆議院文部委員会 第26号 昭和24年5月23日
- 12) 第5回国会参議院議院運営委員会 第38号 昭和24年5月25日
- 13) 第5回国会参議院議院運営委員会閉会後 第7号 昭和24年9月27日
- 14) 境野飛鳥 2009「GHQ/SCAP文書にみる文化財保護法の成立過程」『日本歴史』第736号 吉川弘文館 p76及び註の49・50
- 15) 第7回国会参議院文部委員会 第16号 昭和25年4月25日
- 16) 和田勝彦 2015「文化財保護法の制定経過とその制度構成」『日本の史跡－保護の制度と行政』名著刊行会 p37
- 17) 稲田孝司は審議未了で廃案となった理由を、衆議院文部委員会で史跡名勝天然記念物が含まれていないことが問題とされたからという。確かに国会審議中にその存否をめぐつ

て議論があったのは事実だが、そのこととGHQの規則違反がどう関連するのかわからなかったため、取り上げなかった(稲田孝司 2014「フランスの遺跡保護(10)－考古行政と埋蔵文化財行政－」『考古学研究』第46巻2号 考古学研究会 p27、後に『日本とフランスの遺跡保護－考古学と法・行政・市民運動』岩波書店に所収)。

- 18) 鈴木規夫 2001「解説」『暗殺者教団 イスラム異端派の歴史』ちくま学芸文庫 筑摩書房 p218
- 19) 第7回国会参議院議院運営委員会 第65号 昭和25年5月1日
- 20) 竹内敏夫 1950「文化財の保護－文化財保護法について－」『文部時報』第874号 文部省調査普及局 p8
- 21) 「文化財保護法制定について」昭和24(1949)年9月6日付け研発第394号、日本学術会議会長から衆参両議長あて申入
- 22) 「文化財保護法について」昭和48(1973)年11月15日付け総学庶第1876号、日本学術会議会長から内閣総理大臣あて勧告
- 23) 第5回国会参議院文部委員会閉会後 第2号 昭和24年7月13日
- 24) 第5回国会参議院文部委員会閉会後 第3号 昭和24年8月12日
- 25) 和田勝彦 2015「文化財保護法の制定とその後の展開」『遺跡保護の制度と行政』同成社 p290
- 26) 現行の教育基本法は、社会情勢の変化に伴い改めて教育環境の基本を定め、国と地方の役割分担を明確化したもので、第165回臨時国会において成立し、平成18(2006)年12月22日に公布・施行された。
- 27) 読売新聞戦後史班 1982「教育基本法」『教育のあゆみ』読売新聞社 p348
- 28) 安嶋彌 2014「教育勅語から教育基本法へ」『国立教育政策研究所紀要』第143集 国立教育政策研究所 p268
- 29) 中村美帆 2014「戦後日本の『文化国家』概念の特徴－歴史的展開を踏まえて－」『文化政策研究』第7号 文化政策学会 pp147-148
- 30) 読売新聞戦後史班 1982「教育基本法」『教育のあゆみ』読売新聞社 pp346-347

## 第7章 戦後の国会審議と岩村忍

座談会の席で司会の仲野浩が「このカルチュラル・プロパティという概念を導入するときに、G.H.Qとやりとりしていると思うんですけども、その辺のいきさつをご存知ないでしょうか。」<sup>1)</sup>との呼びかけに対して、出席者から特に反応はない。この時点でこれについてすでに有耶無耶になっていたような印象を受ける。しかし文化財保護法の審議過程でも、文化財という言葉がこれまで述べてきたようにドイツ語の文脈の延長にある限り、GHQの意向を無視するわけにはいかなかった。ではどのように対応したのであろうか。塚本學は、急速なアメリカナイズは「文化財というこ

とばのドイツ的用例の記憶は、意図的に伏せられなければならなかった」として、ドイツ語のKulturgüterにかえて「cultural propertiesという英訳名を用意し、その訳語であるかのかたちをとらせたのではなかったろうか。」と憶測する<sup>2)</sup>。

その経緯の発端を座談会における坪井清足の次の発言から確認しておこう<sup>3)</sup>。「(文化財という言葉は)山本有三(勇造)先生と岩村(忍)先生が相談されて決めた言葉で、英語の『カルチュラル・プロパティーズ』の訳だということでした。」( )内は筆者追記)がそれになる。ただし坪井のいう英語と日本語の訳出に関する先後関係は、ここでは逆だと考えている<sup>4)</sup>。それはともかく山本と岩村の二人の関係は、議員と専門員という関係をとおして、これ以前から協力関係を築いていた。

岩村は旧制中学卒業後、西洋経済史の勉学を目指して、当時の私費留学生の多くがアメリカを目指したように渡米する。向学心に燃えた目的意識の高さと行動力には目を見張るものがある。その気概は後年になってからは後進の指導に向けられた。海外渡航が自由化されていないなかで、若いうちの海外体験の重要性を学生に説いていたと本多勝一が述懐している<sup>5)</sup>。そしてオタワ大学社会学部を卒業し、さらにカナダのトロント大学大学院経済史専攻を修了している<sup>6)</sup>。

山本は岩村の経歴に裏打ちされた巧みな英語力と博識を見込んで、GHQとの難題にあたってもらっていたことを回顧している<sup>7)</sup>。そして文化財保護法とのかかわりでは、岩村は新法の起草に消極的だったGHQに翻意を促し、その道筋を作る段階から奔走した<sup>8)</sup>。境野飛鳥らが明らかにした、後の文化財保護法に関する『GHQ/SCAP 文書』の8本の英訳草案にあらわれた文化財に相当する訳語の変遷によれば<sup>9)</sup>、GHQとの事前交渉では文化財に相当する部分は、当初、國寶保存法の修正案だったことからNational Treasuresという訳だった。それが後にCultural Goodsになり、手書きメモに岩村が草案を持参したとする次の段階の草案になると、文化財の訳語がCultural Properties<sup>10)</sup>となり、以降それが定着していくという。坪井はこの過程を座談会で語っていたわけである。GHQの干渉が最も厳しくなった時期にあって、草案作成における岩村の果たした役割の一端を知ることができる。法案採決後に河野正夫委員が国会の場で、法案成立に尽力のあった一人として、わざわざ岩村の名前をあげてその労をねぎらっていることから<sup>11)</sup>、その貢献度の大き

さがわかるであろう。

いっぽう文化財保護法の成立に議員として主導した山本勇造は、無形文化財という新たな文化財の概念を発案したといわれているが<sup>12)</sup>、委員長としての職責上、法案制定への執念は「甚大なる、殆んど心魂を傾ける程の御努力が中心になつて」<sup>13)</sup> いたと評価されている。努力の一部に劇作家を原点とする山本の本領を発揮した部分があったとすれば、耳で聞いてわかる条文の作成に意を注いだはずである。というのは昭和21(1946)年3月26日に「国民の国語運動」代表の安藤正次が、国民の国語運動の一貫として条文の口語化を目指して提出した「法令の書き方についての建議」の発起人の一人として山本は名を連ねているからである。実際、日本国憲法草案段階の前文の口語化も担当している<sup>14)</sup>。文化財保護法の条文からそこまで読み取る力量はないが、山本のこの法案にかけた信念からすれば、何らかの関与があったと考えるのが自然であろう。一旦は罷免になった岩村まで呼び戻して体制を整えたわけだから、文化財保護法成立に向けて二人の固い絆が原動力となったのは疑いない。Cultural Propertiesという訳語は、当然、岩村から独文科卒業の経歴をもつ山本に持ち掛けたのであろうが、岩村の卓越した語学力を認めていた山本の後ろ盾があつてこそ、新たな訳語として採用され、それが普及していったのであろう。

ただしこのCultural Propertiesという言葉について、塚本學は辞典類を点検して、当時、広く用いられるものではないようだと言及する<sup>15)</sup>。それは同じ時期に存在した部署名の英訳名からも、それをある程度裏付けることができる。GHQで教育・文化全般を担い、文化的側面の非軍事化・民主化を推進した民間情報教育局<sup>16)</sup>を構成する課の一つとして、それまでの美術・史跡課だったのが、1947年末に宗教課と合併した際に、課名をReligions & Cultural Resources Divisionに改める。和名を宗教・文化資源課とする場合もあるが<sup>17)</sup>、課名後半部分の主業務が文化財保護だったことから<sup>18)</sup>、文化財と同義に解して文化財課の和名を採用するが多い。とすると当時、日本とGHQで担当部署の文化財相当部分に異なった英語訳をあてていたことになり、ここに岩村独自の言語感覚を読み取ることができるのではないだろうか。

今日、このCultural Propertiesという英語は、日本国内でもすでに確固とした地位を獲得して久しい。文化財保護法制定後50年以上経過した2005年に改訂された大部な事典である『世界大百科事典改訂

版』で、文化財という語の担当者が岡畏三郎から坪井清足に変わって、坪井は「1950年制定の文化財保護法によって一般に用いられるようになった語でcultural propertiesの訳語。」<sup>19)</sup>と解説した。新たに訳語を加えたのは、その採用経緯を知っている坪井だからこそなせる業であったといえよう。2009年に刊行された我が国の文化財保護法の英訳本では、法律名を単数形でLaw for the Protection of Cultural Propertyと表記している<sup>20)</sup>。

かつて坪井清足が、関野克から昭和一桁台の終わりにカルチュラル・プロパティーズという言葉を使っていたというのを聞いたことがあると述べているが<sup>21)</sup>、以上の経緯を踏まえると日本語として使っていたのであろう。

- 1) 児玉幸多ほか編 1979「文化財保護をめぐって(座談会)『文化財保護の実務』上 柏書房 p15
- 2) 塚本學 1991「文化財概念の変遷と史料」『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集 国立歴史民俗博物館 pp275-276
- 3) 児玉幸多ほか編 1979「文化財保護をめぐって(座談会)『文化財保護の実務』上 柏書房 p15
- 4) 同じ趣旨の発言はほかにもある(坪井清足 1996「古代都城の再現-平城宮跡の発掘と整備-」『市民の考古学 発見と考古学』名著出版 p143)。
- 5) 本多勝一 1982「海外遠征計画の発端」『旅立ちの記 下』講談社 p271
- 6) その後の経歴について岩村自身、多くを語らなかったといわれ、不明な部分が多い。大学院を終える前に新聞聯合社に職を得て、その後、リットン調査団に随行して中国各地をめぐり、国際連盟のジュネーブ本部、ロンドン支局に勤務したという略歴が紹介されている(岩村忍 1980「岩村忍 遊牧社会に魅せられて」『講義のあとで 碩学30人が語る学問の世界』日本リクルートセンター出版 紹介プロフィール及びp56)。境野は、大学卒業後の経歴として、新聞連合社ロンドン支局長、外務省勤務、文部省民族研究員という肩書を列記している(境野飛鳥 2009「GHQ/SCAP文書にみる文化財保護法の成立過程」『日本歴史』第736号 吉川弘文館 p82)。また坪井は、ヨーロッパでジャーナリストを目指したが、ポストがなく、「大使館の小役人になった」という話を聞いたことがあると語っている(坪井清足 1996「古代都城の再現-平城宮跡の発掘と整備-」『市民の考古学3 発見と考古学』名著出版 p142)。さらに坪井は、岩村から大学ではジャーナリズムを学んだと聞いたとするが(坪井清足 1999「開発と保存のはざまにあって」『考古ボーイの70年 研究と行政のはざまにて』対話講座なにお塾叢書72 プレーンセンター p85)、それはジャーナリストを目指していたという意味であろう。
- 7) 山本有三 1977「『文化の日』がきまるまで」『山本有三全集』第11巻 新潮社 pp236-239
- 8) 境野飛鳥 2009「GHQ/SCAP文書にみる文化財保護法の成立過程」『日本歴史』第736号 吉川弘文館 pp70-72。ほかにも「当初、GHQは文部省の改正方針には消極的であったようだが、参議院文部委員会専門員が交渉に当たり参議院の議員立法に理解を示したとされる。」(戸田浩史 2020「視点 文化財保護法70年」『立法と調査』参議院調査室 p1) というものもある。専門員が岩村を指すのは言うまでもない。
- 9) 境野飛鳥ほか 2010「GHQ/SCAP文書内の文化財保護法草案・法案の分析・考案 文化財保護法の成立過程に関する研究 その1」『日本建築学会計画系論文集』第75巻第647号 日本建築学会 p257
- 10) Cultural Goodsについては、他の学問領域では異なる訳語を与えている。文化経済学ではその概説書の一つであるデイヴィッド・スロスビー『文化経済学入門』(デイヴィッド・スロスビー;中谷武雄ほか監訳 2002『文化経済学入門-創造性の探究から都市再生まで』日本経済新聞社 pp23-25、David Throsby 2001『Economics and culture』Cambridge University Press pp4-5)において、原著にあるcultural goodsを文化的財と訳し、cultural assetsに文化財の訳語をあたえている。『小学館ランダムハウス英和大辞典』(小学館 1988)でもassetの原義である流動資産からcultural assetsを文化財と訳している。なお単数形の例としては『新編英和活用大辞典』(研究社 1995)にa cultural assetを「文化面でプラスになるもの」とある。
- 11) 第7回国会参議院文部委員会 第16号 昭和25(1950)年4月25日
- 12) 坪井清足 1996「古代都城の再現-平城宮跡の発掘と整備-」『市民の考古学3 発見と考古学』名著出版 p145、坪井清足 1999「開発と保存のはざまにあって」『考古ボーイの70年 研究と行政のはざまにて』対話講座なにお塾叢書72 プレーンセンター p86。なおこの着眼点が法の条文に結実した結果、日本の文化財保護法を世界にアピールするきっかけともなった(田中琢 1999「世界と日本の文化財」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第14号 秋田県埋蔵文化財センター p45)。
- 13) 第7回国会参議院文部委員会 第16号 昭和25年4月25日の河野正夫の発言。
- 14) 古関彰一 2017「草案要項の発表へ」『日本国憲法の誕生 増補改訂版』岩波現代文庫G361 岩波書店 pp247-250
- 15) 塚本學 1991「文化財概念の変遷と史料」『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集 国立歴史民俗博物館 p275
- 16) Civil Information and Educational Section、略称はCIE、以下、「CIE」と略す。
- 17) 竹前栄治 1983「GHQの組織と人」『GHQ』岩波新書231 岩波書店 p117
- 18) 鈴木英一 1983「民間情報教育局CIEの創立」『日本占領と教区改革』勁草書房 p43によれば、1945年10月17日に発出されたGHQ/SCAP一般指令第14号で、CIEの任務と占領教育政策の目的に、新たに文化財の保護、保存等に関する内容をg項として末尾に追加しているという。
- 19) 坪井清足 2005「文化財」『世界大百科事典 改訂版』第25巻 平凡社 p326。

- 20) 二上葉子総括 2009『各国の文化財保護法令シリーズ [3] 日本【文化財保護法 英訳・主要判例要旨附】改訂版』独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際協力センター
- 21) 坪井清足 1996「古代都城の再現－平城宮跡の発掘と整備－」『市民の考古学3 発見と考古学』名著出版 p143

## 第8章 文化財という言葉とCultural Properties

法案作成過程で、塚本の言うようにGHQの介入を前提にそれを未然に回避する手段として、Cultural Propertiesという英訳名を用意していたのなら、これを受動的抑制と名付けておく。それ以外にGHQとは無関係に日本側の事情でそれを事前に回避していた可能性も想定できる。仮にこれを能動的抑制とし、以下、両者の可能性を岩村の動向を踏まえて考えてみたい。

すでに述べたように、ここでは岩村が法案作成過程でCultural Propertiesという英訳を持ち込んだと考えている。その岩村が西洋経済史を学ぶために若くして渡米し、それが後の主要な研究テーマとなるモンゴル史研究へとつながっていく。その後、トロント大学大学院へはその延長で産業革命史を探究するために進学している。

岩村が研究対象とした産業革命は、市民革命とともにヨーロッパ史における近世と近代を分かち重要な転換点となった。その時点でイギリス・フランスは文明概念を共有した。後進国のドイツは両国に比肩する経済力を実現してから、国是と民族固有の自己像を創出するのに、精神文化を意味する概念のクルトゥール：文化（Kultur）で対抗し<sup>1)</sup>、そして普仏戦争の勝利を文化が文明に勝利した証とした。ドイツはさらにイデオロギーの戦いを挑み、それを戦争という形にまで昇華させたのが第一次世界大戦になる<sup>2)</sup>。その結果、ドイツと敵対する国にとっては、逆にクルトゥールという言葉そのものが標的になっていく。理念闘争ともいわれる、ドイツとイギリス・フランスを中心とする二項対立の緊張関係は、第二次世界大戦までひきずることになる。

日本は明治以降、近代化を推し進める中でドイツを一つの国家モデルとしてきた。大日本帝国憲法を制定し、議会開設、軍制などあらゆる面においてドイツが手本となった。司馬遼太郎はその有様を端的に「ドイツへの傾斜」と表現した<sup>3)</sup>。しかし第一次世界大戦が開戦すると、日本はイギリスとの同盟責任に基づき、様々な国内議論はあったものの、連合国の一員として大正3（1914）年8月23日にドイツに宣戦布告す

る。当時の国内事情を柳父章は「当時日本は、一応連合側についていたのだが、戦場には遠く、明治以来近代化のお手本としてきたドイツに対しては、大戦中も親近感をいだく者が多かったらしい。」と説明する<sup>4)</sup>。それは民間レベルまで浸透したものだ<sup>5)</sup>。いっぽうドイツ国内における対日感情は悪化の一途をたどり<sup>6)</sup>、ドイツからの写真材料の輸入が途絶えるなど物資面での顕著な影響もあった。それでも同じような固有の精神文化を有する国へのまなざしは、臨戦態勢にありながら、時局の色に染まりきらない微妙な関係を維持していくことになる。ドイツへの片思いといわれる由縁もそこにある。それが移ろうことがなかったことは、第一次世界大戦直後に識者の一人が「極新しい所に於きましても、我々共の曾て敵國でありました獨逸などのことに付きましても學術上我々は獨逸を敬慕して居るのであります、と云ふのは矢張り獨逸の文化が世界に優越して居るからだらうと思ふのであります。」<sup>7)</sup>と広言して憚らなかったことから明らかである。大戦中の日本国内の状況は、アメリカ国内ではドイツを敵対視したネガティブキャンペーンを展開していたのとは余りにも対照的であったと言わざるを得ない<sup>8)</sup>。

岩村の渡米が大戦終結後数年を経ているとはいえ、国境を超えることでドイツに対する評価が180度転換することを岩村は目の当たりにしたに違いない。若い岩村に森本厚吉ほどの言語感覚は期待できないが、アメリカにいる限りアメリカ流の対ドイツ感情だけは否応なく刷り込まれたはずである。また岩村が関心を寄せていた産業革命前後の視点からドイツを意識していたとすれば、ドイツは憧憬の対象にはならなかったと言えよう。

以上を踏まえれば、岩村自身のドイツへの傾斜の度合いは低く、ドイツ語訳のKulturgüterとはすでに決別していたと考えられる。したがってドイツと敵対したヨーロッパ思想の言葉であるCultureに基づくCultural Propertiesを採用したのは当然の帰結で、能動的抑制が働いた結果と考えておきたい。

なお『広辞苑』では、採録項目からドイツ語の影が徐々に消えていく事象を確認できる。昭和30（1955）年発行の初版では、文化の派生語である文化財について、文化科学、文化国家、文化社会学、文化哲学などと同じように語義とともに、ドイツ語のKulturgüteを掲示していた。しかしその14年後に刊行された第2版になると、文化科学、文化国家などにドイツ語訳は

残るものの、Kulturgüterの揭示はなくなってしまった。ほかの言葉に比べると短命に終わってしまうが、文化財保護法施行後10数年間にわたって、一辞書の片隅に文化財のドイツ語訳が生き続けてきたことは注目すべきことかもしれない。

- 1) 竹沢尚一朗 2008「『文化』にどう向き合うか－文化人類学の立場から－」『文化人類学研究』第9巻 早稲田大学文化人類学会 pp15-32
- 2) 柳父章 1995「大正の『文化』」『一語の辞典 文化』三省堂 pp43-45
- 3) 司馬遼太郎 1995「ドイツへの傾斜」『この国のかたち』3 文春文庫 文藝春秋 pp20-31
- 4) 柳父章 1995「『文化国家』の時代」『一語の辞典 文化』三省堂 p9
- 5) たとえばドイツ語を創作の源泉とした宮沢賢治は、第一次世界大戦中の大正5（1916）年にドイツ語を学ぶために2回目の上京を果たし、8月1日から8月30日まで、神田の東京独逸学院でドイツ語の夏期講習を受講している。
- 6) 奈良岡聡智 2014「第一次世界大戦初期の日本外交－参戦から21ヵ条要求まで」『現代の起点 第一次世界大戦』第1巻 岩波書店 pp137-138
- 7) 中村達太郎 1921「建築と生活－開會之辭－」『建築雑誌』第35輯第416号 建築學會 p291
- 8) 参戦後、アメリカではドイツ軍の残虐性を描いたD・W・グリフィスの『世界の心 (Hearts of the World)』などの映画も製作され、国内でドイツを敵対視する環境を醸成していく。また当時、3度目の渡米をしていた経済学者の森本厚吉は「クルツール（文化）の標語の下に、プロシャ主義の残忍な事を宣伝するいろいろなポスターを、電車広告等で見せつけられた」と語っている（森本厚吉 1956「文化生活の意義」『森本厚吉』森本厚吉伝刊行会 河出書房 p342）。

## 第9章 終わりに

レイモンド・ウィリアムズは「英語で一番ややこしい語を二つか三つ挙げるとすれば、cultureがそのひとつとして挙げられるだろう。それはひとつには、この語自体が、ヨーロッパの言語のいくつかにまたがって、複雑な歴史的発展をとげたためでもあるが、おもな理由は、この語が現在いくつかの違った学問分野で、またいくつかの相容れない異なった思想体系において、重要な概念をさすようになってきているためである。」<sup>1)</sup> という。日本語では、言語体系が全く異なるドイツ語からの翻訳語が加わり、その複雑さは輪をかける結果となった。字面だけではなく、背景にあるイデオロギーまで刷り込まれたことで、その命運が決定づけられたと言っても過言ではない。

文化から派生した文化財という言葉も、日本語として獲得してから、すでに100年を超える月日が経過し、国が二つの大戦を経験するなかで大きな振幅にさらされてきた。五十川伸矢は戦前の状況を切り出して揺籃期と一括りにしたが<sup>2)</sup>、既述のようにそう単純なことではなかった。それでも時間をかけて着実に定着してきたわけである。そこには文化財保護法の成立が大きな役割を果たしたのは間違いない。時代に翻弄され、時には一部の専門家に疎まれながらも、したたかに生きながらえてきた言葉の一つといえよう。

ここまで述べてきたこの言葉に関する史的展開は、個人的な関心ないし視点から任意に切り取った一断面にすぎない。また参考にした見解には、伝聞や記憶からの発言の例が少なからずあった。どれも示唆に富む、貴重な内容ではあるが、中にはここでの文脈からすると、疑問を投げかけたくなるものもあった。発言の根拠が示されていないなかったり、具体性に欠けていたりしたものは、事実の確認のしようがなかった。それらを含めて事実認識の歪みをあぶり出すことができれば、是正する必要があるだろう。

また今日のように情報化社会が巨大化すると、様々な情報を手軽に獲得できる環境になってきた反面、そこで得た情報は気づかないうちに偏りも生じている。いわゆるフィルターバブルという負荷である。自戒の念も含めて、この呪縛から逃れることは不可能に近い。むしろそれを自明の理として、バブルの外側に存在する多岐にわたる未知の事柄が存在することも想定に入れて、新たな切り口を設定すれば、また違った局面が見えてくるはずである。小稿がその際の一助にでもなれば幸いである。

- 1) レイモンド・ウィリアムズ、椎名美智ほか訳 2011「culture 文化・カルチャー」『完訳 キーワード辞典』平凡社ライブラリー738 平凡社 pp144-145
- 2) 五十川伸矢 2003「文化財とは何か」『文化財学概論』京都橘女子大学 p3